

地域医療支援病院運営委員会規程

平成29年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法第16条の2の規程により地域医療支援病院の運営について、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「センター」という。）が地域の基幹病院として、救急医療をはじめ、かかりつけ医から紹介された専門的治療が必要な患者の診断・治療を行い、地域の診療所やクリニック等を支援するため、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 委員会は、地域医療支援事業運営管理規程第13条に則り、地域の基幹病院として、地域医療機関や施設との機能分担を図り、地域医療の向上に資することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げるもので構成し、病院長が委嘱し任命する。

- 1) 越谷市の代表者又は代表者が推薦するもの
 - 2) 越谷市保健所の代表者
 - 3) 越谷市医師会の代表者
 - 4) 越谷市消防本部の代表者
 - 5) 春日部保健所の代表者
 - 6) 病院の教職員
 - 7) その他、病院長が指名するもの
- 2 前項第6号の委員の数は、委員総数の半数以下とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、職に任期がある場合は、それぞれの職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、獨協医科大学埼玉医療センター病院長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は必要に応じて、副委員長を置くことができる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長もしくは委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、毎年4月、7月、10月、1月に開催することを原則とし、必要に応じて不定期に開催することを妨げない。

（審議事項）

第7条 委員会は、地域医療支援事業運営管理規程に則り、次の事項について審議する。

- 1) 地域医療支援事業運営管理規程第6条第2項における登録医療機関に関すること。
- 2) 地域医療支援事業運営管理規程第9条における共同利用に関すること。
- 3) 地域医療支援事業運営管理規程第11条における救急医療の提供に関すること。
- 4) 地域医療支援事業運営管理規程第12条における地域医療従事者の研修に関すること。
- 5) 地域医療支援事業運営管理規程第14条第2項における患者相談に関すること。
- 6) 地域医療支援事業運営管理規程第14条第3項における訪問看護に関すること。
- 7) 地域医療支援事業運営管理規程第15条第2項における情報公開に関すること。
- 8) 地域医療支援事業運営管理規程第16条における規程及び細則に関すること。
- 9) その他地域医療支援事業に関すること。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（規程の改正）

第9条 本細則の改正は、総合医療相談部運営委員会の議を経て、病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附則（平成 年 規程第 号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。